

サービス利用までの流れ（障害児通所支援）

①サービス利用申請

- ・申請者は、障害児通所支援に係る利用申請書を区役所障害者支援課に提出します。
- ・区役所障害者支援課では、「障害児支援利用計画案提出依頼書」を申請者に交付します。

②「指定障害児相談支援事業者」と契約

- ・申請者は、障害児相談支援の提供について、「指定障害児相談支援事業者」と利用契約します。
- ・「指定障害児相談支援事業者」は、「障害児支援利用計画案」を作成し、申請者に交付します。

③区役所障害者支援課等による調査

- ・区役所障害者支援課は、申請者に対し、概況調査、サービス利用の意向調査を行います。

④「障害児支援利用計画案」の提出

- ・申請者は、「指定障害児相談支援事業者」が作成した「障害児支援利用計画案」を区役所障害者支援課に提出します。
- ・併せて、「障害児相談支援給付費支給申請書」、「障害児相談支援依頼届出書」を提出します。

⑤障害児通所支援の給付決定

- ・市は、「障害児通所給付費支給決定通知書」及び「障害児相談支援給付費支給通知書」を交付し、申請者のサービス利用に係る公費負担を決定します。
- ・併せて、「通所受給者証」を申請者に交付します。

⑥「障害児支援利用計画」の作成、サービス提供事業者と契約

- ・「指定障害児相談支援事業者」は、給付決定を踏まえ、サービス提供事業者などの関係者を集め、サービス担当者会議を開催し、「障害児支援利用計画」を作成し、申請者に交付します。作成した計画（写し）を区役所障害者支援課へ提出します。
※サービス担当者会議では、課題解決に向けた支援内容やそれぞれの役割、今後の支援の方向性を確認します。
- ・申請者は、サービス提供事業者を選択し、利用に関する契約を行います。

⑦サービス利用開始

- ・申請者は、「通所受給者証」を事業者に提示し、サービスを利用します。

⑧モニタリング

- ・「指定障害児相談支援事業者」は、受給者証に記載されているモニタリング期間ごとに、サービスの利用状況等を検証し、計画の見直しを行います。
- ・新たなサービスの利用が必要な場合には、申請者に対し、当該サービスの利用申請を勧奨します。
- ・モニタリング報告書等の書類（写し）を区役所障害者支援課へ提出します。